

新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応

- 新型コロナの感染拡大を受けて自宅・宿泊療養の需要が増加している状況に鑑み、
 - ・ 保健所の負担も増えており、医療機関側の、患者との連絡調整や情報管理等に関する手間が大きく増加
 - ・ 早期に症状の変化等を医療機関につなぎ、救急搬送に至る事例を減らすことで、負担の軽減が期待
- 等から、まん延防止等重点措置を実施すべきとされた区域における自宅・宿泊療養を行っている新型コロナ感染症患者に対し電話等による初診・再診を実施した場合の評価を**さらに拡充**。

電話等による初診・再診の現状

- 電話等を用いた初診・再診を行った場合は、下記図のとおり初診214点、再診73点となっている。

電話等を用いた初診

- 電話等を用いた初診料 (214点)
※ 上記に加え、処方料(42点)
or 処方箋料(68点)

電話等を用いた再診

- 電話等を用いた再診料 (73点)
※ 上記に加え、処方料(42点)
or 処方箋料(68点)



特例対応(令和3年8月16日～)

- 自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対して電話等を用いた初診・再診を行った場合の診療報酬上の評価を拡充。

二類感染症患者
入院診療加算
250点
(1日につき)

+250点

二類感染症患者
入院診療加算
の2倍相当
500点
(1日につき)

追加的対応(令和4年2月17日～)

- 自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対して、**地域において役割を有する医療機関(※)**が、電話等を用いた初診・再診を行った場合の診療報酬上の評価を**さらに拡充**。

- (※) 以下の医療機関とする
- ①保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関
 - ②診療・検査医療機関
(公表している医療機関に限る)

- 感染者の増加により新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫している中で、入院4日間経過後の病状が落ち着いた患者を受け入れる病床など、新型コロナ患者の病床を緊急に確保することにより、転院・入院を円滑化する（転入院支援）とともに、新型コロナ疑い患者搬送受入体制を強化（緊急搬送受入支援）することにより、救急困難事案の発生を極力抑制する。

1. 対象医療機関

（転入院支援）

- 都道府県から2月1日以降に、新型コロナ患者の確保病床を追加で割り当てられ、即応病床とした医療機関

（救急搬送受入支援）

- 東京都または政令指定都市のうち、まん延防止等重点措置区域の指定を受けた地域において、コロナ病床を5床以上確保かつ救急搬送件数1,000台/年以上である医療機関として都道府県が必要性を認めた医療機関（ただし、2月又は3月（まん延防止等重点措置が解除されるまでの間）の1日あたりの救急搬送の受入実績が同年1月の受入実績を上回っていること）

※医療機関は、転院受入病床等のコロナ病床を確保すること。都道府県からの患者受入要請を正当な理由なく断らないこと。G-MIS等に必要情報の入力を実行することにより入院受入状況を正確に把握すること。

2. 補助基準額（まん延防止等重点措置が解除されるまでの間の特例）

新たに確保した新型コロナ患者の即応病床数 × 450万円

新型コロナ疑い患者を一時的に受入れる病床数(※) × 450万円

※ 1 医療機関あたり上限2床であり、確保病床とは別途確保すること。病床使用率が70%以上であり、病床確保料の対象外であること。

3. 対象経費

- 令和4年2月1日から3月31日までにかかる人件費及び感染拡大防止等に要する費用（人件費は補助額の2/3以上）

まん延防止等重点措置区域等において施設内療養を行う高齢者施設等への追加支援について

考え方

病床のひっ迫等により比較的重症な施設内療養者が多く生じると考えられるまん延防止等重点措置区域等において、施設内療養を行う高齢者施設等への追加補助等を行う。

対応

1. 施設内療養を行う高齢者施設等への補助の拡充（地域医療介護総合確保基金）

施設内療養を行う高齢者施設等に対し、感染対策徹底や療養体制確保を支援するための補助を拡充する。

【現行】	施設内療養者1名につき1万円/日（最大15万円）
【拡充】	まん延防止等重点措置区域等の施設等であって療養者数が一定数を超える場合 ^(※1) は、施設内療養者 1名につき1万円/日を追加補助 （現行分とあわせて最大30万円） ^(※2) (※1) 追加補助の要件：以下の①②いずれも満たす日について、施設内療養者*1名につき1万円/日を追加補助 ① 当該介護施設等が所在する区域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用されている期間中である。 ② 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者*が2名以上、 大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者*が5名以上いる。 * 施設内療養者は発症後15日以内の者とする。 (※2) 追加補助の限度額は、小規模施設等（定員29人以下）は200万円/施設、大規模施設等（定員30人以上）は500万円/施設。

2. 施設内療養への支援について、補助上限額を超える場合の対応

上記1. の補助の他に、緊急時の介護人材確保に係る費用や職場環境の復旧・環境整備に係る費用等を補助しており、サービス種別ごとに補助上限額^(※)を設定している。特別な事情により当該上限額を超える場合、個別協議を実施し、基準単価を上乗せすることができる。

(※) 上限額（例）・・・介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設：3.8万円/定員